

第141号 令和元年10月発行

— 目 次 —

〈特集〉

- ・ 建設業の適正取引に向けて（その2） 2
- ・ 令和2年度 土地・建設産業局関係予算概算要求概要 4

〈機構主催の講習会〉

- ・ 機構主催の講習会 15

〈建設業行政等〉

【行政情報】

- ・ 令和元年度建設投資見込 20
- ・ 建設工事紛争取扱状況（平成30年度） 23
- ・ 令和元年度下請実態調査の実施について 36
- ・ 11月は「建設業取引適正化月間」です 38

【監督処分情報】

- ・ 監督処分情報(7～9月) 41

〈独占禁止法関係〉

- ・ 独占禁止法の改正概要 43
- ・ 舗装用改質アスファルトの製造販売業者に対する排除措置命令、課徴金納付命令等について 47
- ・ アスファルト合材の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について 52

〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No69 建築確認の構造偽装について建築主事の国家賠償責任が認められなかった事例 59
- ・ No70 通謀虚偽表示による建設工事請負契約が当事者間で無効とされた事例 64

〈会員紹介〉

- ・ 一般社団法人愛媛県建設業協会 68

〈機構情報〉

- ・ 講習コース 72
- ・ 講習活用事例 74
- ・ 販売図書 76
- ・ 法令遵守ポスター 78

(特 集)

- ・ 建設業の適正取引に向けて（その2） 2
- ・ 令和2年度 土地・建設産業局関係予算概算要求の概要 4

特 集 1

建設業の適正取引に向けて（その2）

～建設業取引適正化センターに寄せられた実際の相談事例より～

当機構では、平成21年より、国土交通省からの委託を受けて「建設業取引適正化センター」を東京と大阪で運営しています。同センターには、下請代金の支払や工事瑕疵など建設工事請負契約に関するトラブルとして毎年1,000件を超える相談が建設業を営む方々から寄せられており、相談指導員が紛争解決やトラブル防止に向けてアドバイスを行っています。

CITIO 第138号（2019年1月発行）に引き続き、これまでに同センターに寄せられた実際の相談事例をもとに、建設業の適正取引に向けて留意すべきポイントを簡単にご紹介します。

ポイント1：元請は発注者との調整などの役割を果たすことが必要

ポイント2：元請は費用負担を一方的に下請に押し付けてはならない

【相談事例の概要】

A社（相談者）は、個人住宅の防犯カメラの設置工事について、一次下請として工事を請けた。B社（元請）は、施主との契約内容に即してA社に指示を出し、A社はB社の指示通りに施工した。

工事完成後、施主は、防犯カメラの設置状況について、契約内容通りに仕上がったにもかかわらず「気に入らない。別の場所に設置し直したい。」とのことで、知り合いの他の専門工事業者に手直し工事を発注した。

施主は、この手直し工事に要した費用の負担をB社に請求した。これを受け、B社は、その費用負担をA社に押し付けようとした。

【相談指導員によるアドバイスの概要】

A社（相談者）は、B社（元請）の指示通りに施工し、下請としての責任を果たしている。施主が「気に入らない。」とのことでやり直し工事をしたことによる費用負担の在り方は、施主とB社との間の契約関係の中で処理されるべきことであり、B社がその負担を一方的に下請であるA社に強いる行為は、建設業法違反のおそれがあると考えられる。

A社としてはやり直し工事の費用負担をする必要はない旨を、内容証明郵便でB社に対して通知して理解を求めるようにしてはどうか。

《解説》

この相談事例では、相談者は下請として元請の指示通りに施工して責任を果たしたものの、元請は施主からやり直し工事の費用を請求されたことを受けて一方的に下請である相談者へ押し付けようとしたようです。

そもそもこの事例では、元請と下請が施主との契約内容に即して工事を完成させたのであれば、施主がその成果物を「気に入らない。」としてやり直し工事を他の専門工事業者に発注した費用は元請に請求すべきものではなく、施主自身で負担すべきものと考えられます。したがって、元請が、契約相手である施主との間でやり直し工事の費用負担についての調整を行うことなく、施主からの請求を受けて一方的に下請に押し付けようとするのは、元請としての責任を果たしているとは言えないものと考えられます。

さらに、元請の指示通りに施工した下請には、やり直し工事が発生したことについての原因があるとはいえないので、民事的には下請が費用を負担する必要はなく、元請がそのやり直し工事の費用を一方的に下請に負担させることは、建設業法令遵守ガイドラインにもあるとおり建設業法に違反するおそれがあると考えられます。

施主との契約相手となる元請は、下請に指示を出して施工の管理をするだけでなく、施主の意向を確認するなど施主との調整の役割を担います。仮に施主が不当な費用負担を求めてきた場合には、元請として責任を持って調整を行うことが求められます。元請は、自身が果たすべき役割をしっかりと認識し、一方的に下請に費用負担を押し付けたりすることのないようにしてください。

〈参考〉建設業法令遵守ガイドライン（抄）

6. やり直し工事（建設業法第18条、第19条の2、第19条の3）

（3）下請負人の一方的な費用負担は建設業法に違反するおそれ

下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、その費用を一方的に下請負人に負担させるやり直し工事によって、下請代金の額が、当初契約工事及びやり直し工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

[建設業取引適正化センターの問い合わせ先]

センター東京：03-3239-5095

センター大阪：06-6767-3939

（※）受付時間：9：30～17：00

（土日、祝日及び12月29日から1月3日を除く）

（建設業適正取引研究会）

特 集 2

令和2年度 土地・建設産業局関係予算概算要求の概要

令和元年8月に国土交通省が公表した令和2年度土地・建設産業局関係予算概算要求概要のうち、建設市場の環境整備に係るものについて、以下に掲載します。

主な内容は、働き方改革の推進、担い手の確保・育成及び生産性向上の推進を通じた建設産業の活性化に資するための予算要求内容となっています。

1. 建設市場の環境整備

(1) 建設産業の働き方改革の推進

241百万円（前年度104百万円）

うち優先課題推進枠100百万円

令和元年4月より施行された働き方改革関連法の成立に伴い、建設業については、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用されることとなった。

長時間労働の是正等、建設業における働き方改革の推進に向けては、関係者が総力を上げて取り組むことが必要である。そのためには、先の通常国会において成立した新・担い手3法の趣旨も踏まえ、建設業の担い手（技術者・技能者）の確保・育成や長時間労働是正のための実効性のある制度運用、建設業者が自ら生産性向上に取り組みやすい環境の整備を図ることが不可欠である。

<内 容>

○適正な工期設定・施工時期の平準化等による働き方改革の推進

改正建設業法等を踏まえ、民間発注団体や建設業団体等と連携した関係者による推進体制を構築し、公共工事の取組（週休2日を前提とした適正な工期設定、施工時期の平準化等）の浸透や改正建設業法等の実効性ある取組を推進するため、以下の施策を実施

- ・「著しく短い工期」の契約に係る発注者への勧告（※）に向け、民間発注工事における工期の設定方法について実態を調査
- ・建設資材製造業者への勧告（※）に向け、建設資材の活用状況について実態を調査・時間外労働の上限規制に向け、技術者・技能者の労働実態を調査
- ・全ての地方公共団体等公共工事発注者に対して、施工時期の平準化・ダンピング対策等の取組状況を調査・公表し、取組の「見える化」を推進
- ・週休2日確保や工期適正化等に取り組む民間発注者を対象に先導的モデル事業の事例集を拡充
- ・民間工事における生産性向上の方策（BIMの活用等）を周知

（※）令和2年10月より施行予定

○建設技術者の働き方改革の推進

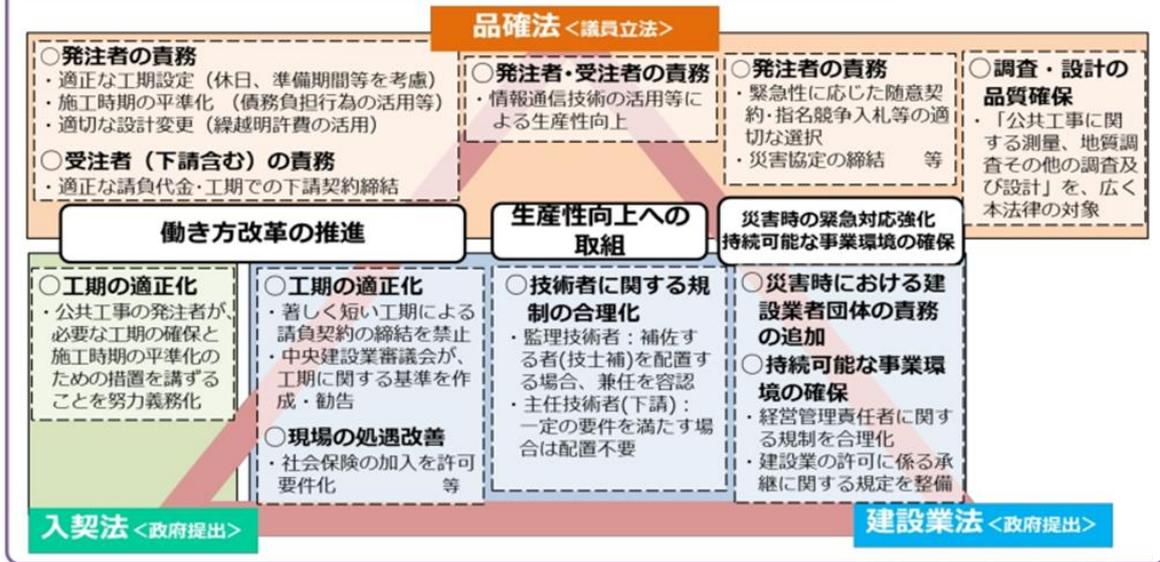
建設技術者の長時間労働の是正のため、専門工事一括管理施工制度の運用開始（※）に向けて、施工体制の実態調査・分析や、現場技術者の配置合理化に向けた事例調査・制度の適用範囲についての検討を行うとともに、担い手確保のための若手技術者の活用の方策を検討

（※）令和2年10月より施行予定

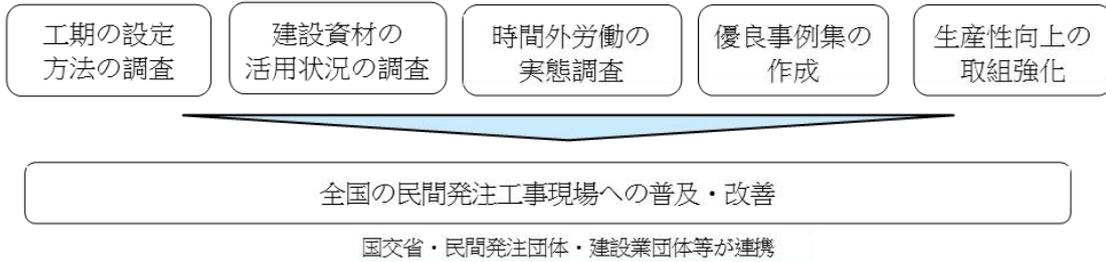
○建設業許可等の電子申請化に向けた調査・検討

建設業許可申請や経営事項審査申請において、現在書面で行われている手続について、申請書類等の簡素化を図るとともに、将来的な電子申請化に向けての課題等に関する調査・検討を実施

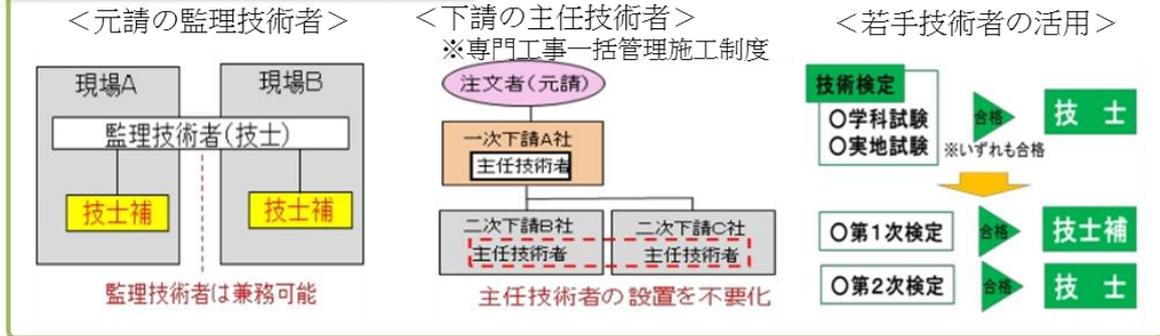
○新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体改正）の概要



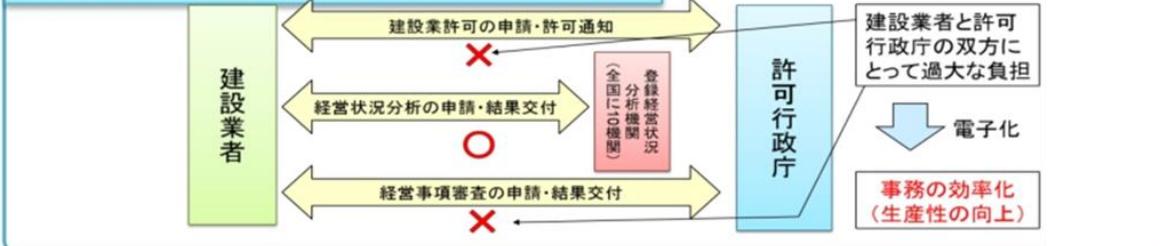
○適正な工期設定等による働き方改革の推進



○建設技術者の働き方改革の推進



○建設業許可等の電子申請化に向けた調査・検討



(2) 建設産業の担い手確保・育成

誰もが安心して働き続けられる環境整備

208百万円（前年度46百万円）

うち優先課題推進枠138百万円

建設業の担い手の確保・育成に向け、女性活躍の推進、社会保険加入の徹底・定着及び人材育成と担い手の裾野拡大に取り組むとともに、建設キャリアアップの促進・活用を図ることにより、建設技能者の効果的・継続的な技能習得と技能・経験に応じた適正な処遇を実現する。

<内 容>

○女性活躍の推進

建設業界が自立的・継続的に女性活躍の推進に取り組める環境を整備するため、以下の取組を実施する。

- ・地域ブロック又は都道府県でのアクションプログラムの策定に向けた検討
- ・建設業の女性活躍「成功・失敗事例集」の策定
- ・女性技術者・技能者の就業継続や職場復帰に役立つ地域セミナーの開催

○社会保険加入の徹底・定着

社会保険未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとする建設業法改正の施行（令和2年10月に施行予定）を見据え、下請企業まで社会保険加入を徹底し、法定福利費等を行き渡らせるため、以下の取組を実施

- ・建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（関係省庁、建設業団体等で構成）の開催
- ・法定福利費の更なる見える化の推進や法定福利費等の支払い状況実態調査の実施
- ・社保加入要件化に伴う一人親方化の実態把握、偽装請負防止に必要な取組の実施

○建設業における人材育成と担い手の裾野拡大

建設技能者の技能等の向上を努力義務とする建設業法改正を踏まえ、技能等の向上に資する取組ができるよう環境整備を行うとともに、就職氷河期世代を含む幅広い担い手の確保をするため、以下の取組を実施

- ・「建設技能トレーニングプログラム（建トレ）」について、「中堅編（仮）」（現在、公開されている「基礎編」と「職長編」の中間位のレベル）を新たに作成
- ・複数職種が一体となって建設業の魅力をPRする出前授業等の優良事例集の策定・水平展開
- ・建設業に従事する者のキャリアパス（能力評価基準を踏まえたキャリアパス）、働き方改革の取組、新技術の活用、多能工としての活躍等のPR手法の構築

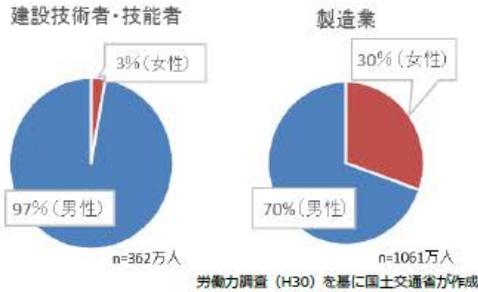
○建設キャリアアップの促進・活用

建設キャリアアップシステムの普及に合わせて、建設技能者と専門工事企業が適正に評価され、処遇改善に繋がる環境を整備するため、以下の取組を実施する。

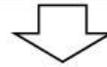
- ・建設キャリアアップシステムや建設技能者の能力レベル判定システムと連携した、専門工事企業の施工能力等の見える化システムを構築
- ・専門工事企業の情報を「見える化」することで、適切に評価されるような仕組みの構築を図り、建設技能者の処遇改善が促進されるための環境を整備

女性活躍

製造業と比べ技術者・技能者の女性の割合は低い



建設業における女性活躍の推進に関する新計画を策定(令和元年中を目途)



- 地域ブロック又は都道府県でのアクションプログラム策定に向けた検討
- 建設業の女性活躍「成功・失敗事例集」の策定
- 女性技術者・技能者の就業継続や職場復帰に役立つ地域セミナーの開催

社会保険加入

【企業単位・3保険の加入割合の推移】

H23.10	84%
H24.10	87%
H25.10	90%
H26.10	83%
H27.10	86%
H28.10	96%
H29.10	97%
H30.10	97%

下請の次数が上がるほど加入割合は低下

元請：98.4%
1次下請：97.2%
2次下請：94.6%
3次下請：90.5%

※公共事業労務費調査(平成30年10月調査)

【協議会の開催】

- ・協議会を中心に、関係省庁、建設業団体等が連携して、建設業における社会保険加入対策や処遇改善の取組を推進

【イメージ】



人材育成と担い手の裾野拡大

【進トレの作成イメージ】



【担い手の裾野拡大に向けた取組イメージ】

キャリアパス、新技術の活用等のPR方法の構築

小中学校
工業高校
一般等

新技術の活用の例
(ICT建設機械による施工)



業界団体等

建設企業

建設キャリアアップの促進・活用

建設技能者の能力評価制度



建設技能者の能力レベル判定システム

- 能力レベル1～4のキャリアアップカードの保有者の人数や割合
- 若年技能者の割合

建設キャリアアップシステム

技能者情報

- 経歴(就業日数)
- 知識・技能(保有資格)
- マネジメント能力(職長や明長としての就業日数など)

事業者情報

- 建設業許可情報
- 財務状況
- 取引先
- 社会保険加入状況

建設キャリアアップシステム

建設業許可の有無、財務状況、取引先、社会保険加入状況等について4段階評価

専門工事企業の施工能力等の見える化システム

- 専門工事企業の基礎情報(建設業許可の有無、財務状況等)、施工能力(キャリアアップカードの保有人数、レベル3以上の割合等)、コンプライアンス(社会保険加入状況等)について4段階評価

建設分野の外国人材の適正活用に向けた特別監査・巡回指導や管理システムの運営等の推進

270百万円（前年度224百万円）

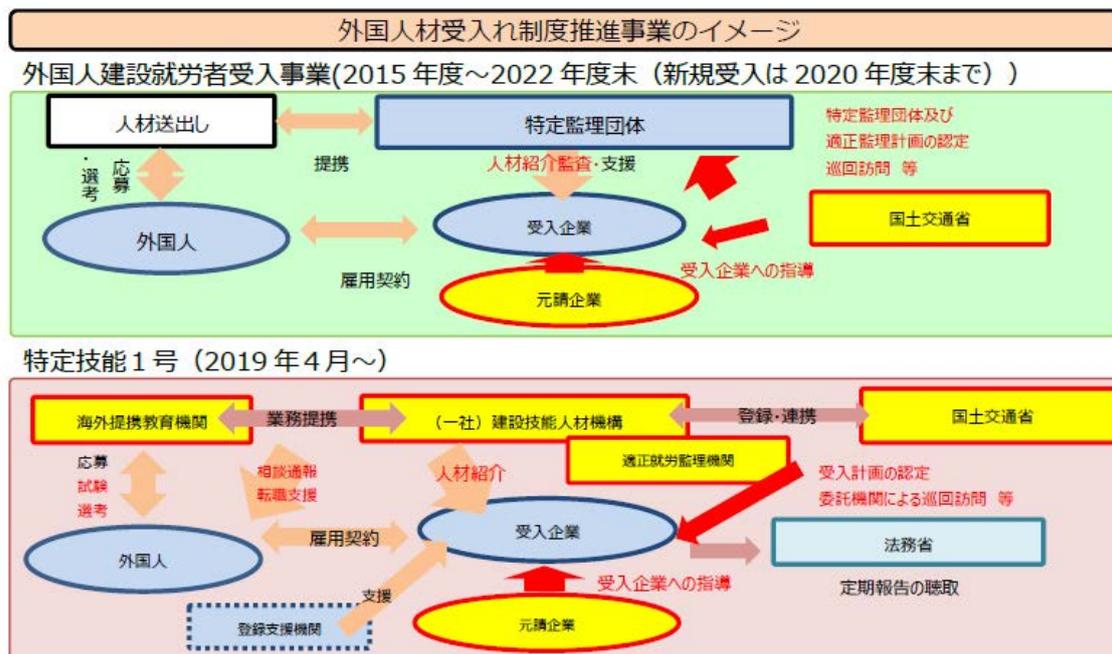
うち優先課題推進枠270百万円

令和元年4月より施行された改正入管法に基づく新たな在留資格「特定技能」にて受け入れる外国人材について、国土交通省が認定した計画（建設特定技能受入計画）どおりの賃金、就労環境等が確保されるよう、適切な就労の監理を実施する。当面の一時的な建設需要増大に対応するための「外国人建設就労者受入事業」の制度推進事業についても引き続き実施する。

特定技能…深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人に対する新たな在留資格

<内 容>

- 重点監査対象企業等に対する適正就労監理機関による特別監査（特定技能）
【新規】
- 受入企業に対する定期巡回指導・母国語相談（外国人建設就労者）【継続】
- 外国人材就労管理システムの維持・運営【新規】
オンライン申請及び建設キャリアアップシステムとの連携による監理の効率化
- 外国人材の受入状況（賃金水準を含む）に係る実態把握調査【継続】
- 制度の情報共有・協議のための協議会及び国内外への周知・説明会の実施
【新規】
- 海外試験実施のための海外調査【新規】



「建設特定技能受入計画」における国土交通大臣認定の主な審査基準

- (1) 同一技能の日本人と同等額以上の賃金を支払うこと
- (2) 特定技能外国人に対して、月給制により報酬を安定的に支払うこと
- (3) 建設キャリアアップシステムに登録していること
- (4) 1号特定技能外国人(と外国人建設就労者との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと

建設職人の安全・健康の推進

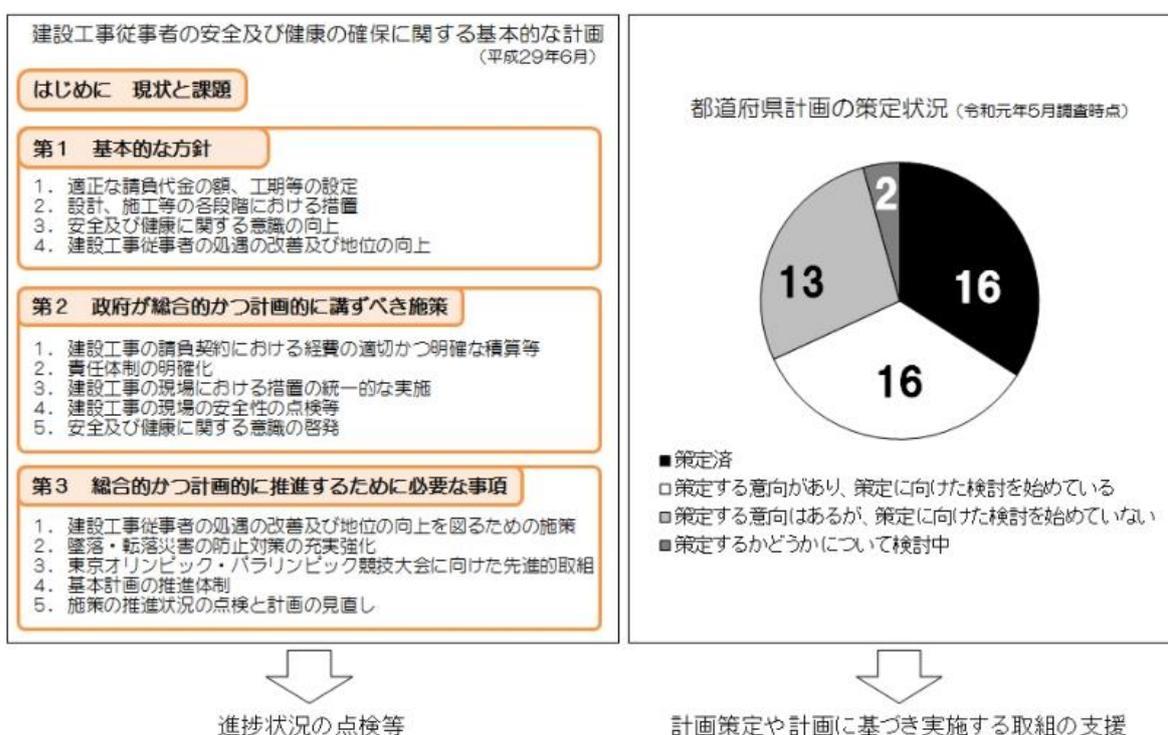
30百万円(前年度11百万円)

建設工事の現場での災害により、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体で年間約400人もの尊い命が失われている。このような状況の中、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)」に基づく基本計画(平成29年6月9日閣議決定)が令和2年度には見直し時期を迎える。

令和元年度は、この基本計画に基づき、安全衛生経費が下請まで適切に支払われるような施策の検討を行っている。令和2年度は、当該検討を踏まえ、安全衛生経費が下請まで適切に支払われるよう、標準リスト等を作成するとともに、基本計画について施策の進捗状況を点検・評価し、必要な見直しを行う。また、都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画について、計画策定や計画に基づき実施する取組の支援を行う。

<内 容>

- 基本計画の見直し検討
 - ・基本計画に位置付けられた施策の進捗状況の点検・評価
 - ・点検等を踏まえ、今後の見直しの方向性検討
- 安全衛生経費の適切な支払いに必要なひな形の検討
 - ・安全衛生経費の「標準リスト」の作成
- 都道府県における計画の策定・実行の支援
 - ・都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画策定や計画に基づき実施する取組の支援（取組好事例の横展開等）



(3) 建設産業の生産性向上の推進

地域建設産業の生産性向上及び持続性確保

30百万円（前年度10百万円）

中小・中堅建設企業の生産性向上は必要不可欠であるが、個社レベルでは投資資金・人材に限られており、またノウハウが十分に蓄積されておらず、取組が進捗していない。

そのため、多能工化の推進、技術革新への対応や企業活動の継続促進に関する相談支援等を行うことで、地域における中小・中堅建設企業の生産性向上と持続性確保を推し進める必要がある。

<内 容>

○建設業に精通した中小企業診断士等の専門家よりアドバイスを受けられる「相談支援」、また、特に中小・中堅建設企業が抱える課題解決の参考となるモデル性の高い取組を重点的に支援する「重点支援」を実施

<推進する主な取組>・多能工化の推進

- ・技術革新への対応（ICT技術など）
- ・企業活動の継続促進

○本支援での事例を通じて、取り組む際の手法や留意点等に関する手引きや事例集を作成し、効果的な横展開を実施

